**有田川町地方創生パートナー企業連携事業要領**

１．事業概要

有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたり、民間企業等から、人口減少対策や地域経済の活性化等に資する提案を官民連携により、効率的・効果的に地方創生を推進するものである。

２．目的

社会情勢の変化、多様化する町民ニーズ等に迅速に対応し、人口減少の抑制と地域経済の維持・成長につなげるために、様々なノウハウやアイディアを有する民間企業等と町が連携して同一の目的に向かって取り組み、町民により有益なサービスを提供するため、民間企業等から提案を受け、連携の協定を締結し、町と「ありだがわ地方創生パートナー企業」との連携による官民連携事業を実施する。

３．民間事業等の提案について

（１）民間企業等

「民間企業等」とは、民間企業、学校法人、ＮＰＯ、各種団体又は複数の企業や団体等で構成された共同体とし、個人からの提案は受理しないほか、以下に該当するものを除く。

なお、民間企業は、町内外を問わないこととする。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種

②風俗営業類似の業種

③消費者金融

④債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの

⑤政治・宗教団体

⑥法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

⑦民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者

⑧各種法令に違反しているもの

⑨行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

⑩法人町民税または固定資産税を滞納しているもの

⑪暴力団及び暴力団と関連する団体等

⑫その他町長が適当でないと認めるもの

（２）提案内容

有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたり、民間企業等と連携することにより、より効率的・効果的に事業を実施できる取り組みを募集する。

①民間企業等が独自に総合戦略の推進に係るテーマを選択して提案する場合

②町が特に定める政策テーマへ提案する場合

　※「町が特に定める政策テーマ」とは、町が必要に応じテーマを提示して募集すること。

４．募集方法

（１）提出物及び提出先

①提出物

上記３（１）の欠格条項に該当しない旨の宣誓書（様式１）

「有田川町地方創生パートナー企業提案書」（様式２）

提案にあたって、その他の資料が必要な場合は、任意の様式で受け付けることとする。

②提出方法

様式１については郵送または持参、様式２については電子メールにより提出

③提出先

有田川町役場企画調整課　企画調整班

〒６４３－００２１和歌山県有田郡有田川町下津野２０１８－４

E-mail：yamasaki.k@town.aridagawa.lg,jp

ＴＥＬ：0737-52-2111(代)

（２）募集期間

①民間企業等が独自に総合戦略の推進に係るテーマを選択して提案する場合

募集期間は、通年とする。

なお、町側の費用負担が伴い、競合する他民間企業等がいる提案については、公平性を確保する観点から他民間企業等の提案の可能性を確認するため、民間企業等の名称、具体的な提案内容等を伏して、特定の政策テーマへの募集へ切り替え、その時点から２０日間の募集とする。

②町が特に定める政策テーマへ提案する場合

町側が費用負担しない政策テーマの場合は、通年とし、町側が費用負担する政策テーマの場合は、募集開始から２０日間とする。

募集についてはホームページ等で公表する。

５．民間企業等からの提案への対応

民間企業等から提案があった場合は、担当部課において、以下の点等について確認し、「ありだがわ地方創生パートナー企業」として連携が可能か協議し、有田川町まちひとしごと創生本部に諮る。

①有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する取り組みとなっているか。

②先駆的な取り組みとなっているか。

③事業化が可能な取り組みとなっているか。

④官民連携による取り組みが適切な内容か、官民の役割分担が明確になっているか。

⑤町側の費用負担が伴う場合、その負担内容が適切であるか。

なお、同一のテーマに対し、複数の民間企業等から提案があった場合は、その提案内容等により判断することとする。

６．民間企業等との連携

提案のあった民間企業等と協議が整い次第、連携の協定を締結し、町と「ありだがわ地方創生パートナー企業」との連携による官民連携事業を実施する。

連携が実施できない提案の場合は、その旨を通知する。

７．公表・広報等

「ありだがわ地方創生パートナー企業」については、その民間企業等の情報、連携事業内容等について広く町民に周知するため、町の広報誌、ホームページ等の広報媒体により、広く公表するものとする。

附則

この要領は、平成２９年７月１日から施行する。